平成 30 年度 10 月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

- 1. 開催日時 平成 30 年 10 月 23 日 (火) 午前 9 時 00 分~
- 2. 開催場所 和泊町防災センター会議室
- 3. 出席委員(13名) 推進委員(1名)

委員 1番 平田 春夫

委員 2番 大福 富一

委員 3番 伊地知 幸弥

委員 4番 三島 治生 委員 5番 川畑 善美 委員 6番 今井 博美 委員 7番 久富 裕樹 委員 8番 大山 秀喜 玉野 政仁 委員 9番 委員 10番 谷山 健一郎 委員 11番 徳永 孝男 12番 村山 俊夫 委員

 安員
 12 番 利田 俊大

 会長
 13 番 野村 栄治

推進委員 川間 哲志

- 4. 議事録署名委員の指名 大山委員 玉野委員 野村会長
- 5. 議事日程

第 1 議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可について 議案第 31 号 農用地利用集積計画の作成について 議案第 32 号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任

について

議案第33号 買受適格証明書の発行について

- 6. 報告
- ①利用状況調査の現況報告及び今後の流れ等について
- ②相続登記に関する報告
- 7. その他
 - ①第 56 回和泊町農業祭への参加について 11 月 23 日(金)午前 9 時から(和泊中学校あかね文化ホール)
 - ②第 31 回奄美群島農業祭について 表彰 奄美地区農業委員会連絡協議会の部

優秀農業委員 大山 秀喜 委員

③次期総会について

- ・11 月 21 日 (水) 午前 9 時から和泊町防災センター大会議室
- ・議案提出締切日 11月14日(水)午後5時まで
 - ・現地確認 11月15日(木)午後2時~
 - · 議案発送日 11月16日(金)

8. 農業委員会事務局職員

事務局長先山照子事務局次長西村雄次事務局主事山田大地補助職員久富ひとみ

9:00	皆さん,おはようございます。ただ今から平成30年度10月期和泊町農業委員
事務局	会定例総会を開会いたします。出席委員は13名で,定足数に達しておりますの
	で総会は成立しています。
	それでは、和泊町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとな
	っておりますので,会長にお願いしたいと思います。それでは会長,議事の進
	行をお願いします。
議長	皆さん,おはようございます。それでは,まず議事録署名委員の指名を行い
	ます。議席番号順で、8番大山委員、9番玉野委員と私、野村を議事録署名委
	員に指名いたします。よろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
	議事に入ります。議案第30号 農地法第3条の規定による許可について 農
	地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議を求める
	。事務局の方から説明をお願いします。
事務局	2ページ目をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について申
	請番号1番,申請の土地は国頭字平安潤〇〇番 普通畑 1,353㎡ 譲渡人が
	相模原市〇〇番地の〇〇氏,譲受人が国頭〇〇番地の〇〇氏です。申請事由が
	経営規模拡大の為,全面積で○○万円になります。農業委員のあっ旋による売
	買です。申請番号2番,土地の所在が国頭字後蘭仁〇〇番 普通畑
	1,926㎡ 譲渡人が愛知県在住の○○氏,譲受人が国頭○○番地の○○氏です
	┃。申請事由が経営規模拡大の為,全面積で○○万円になります。農業委員のあ┃
	。申請事由が経宮規模拡大の為、全面積で○○万円になります。農業委員のあったによる売買です。すべて、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許
	っ旋による売買です。すべて、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許

今井委員	所有者のご兄弟がこれまで耕作されていたのですが,ご高齢の為耕作できな
	いとの事で近くに畑のある○○氏に声をかけたところ購入の意志があるとの
	事で売買が成立しました。この畑の奥に700㎡の調整地が有りましてどこの所
	有なのかがわからなく困っています。この畑には進入道路がなく○○氏の畑を
	通らないと入る事が出来ません。なので,この畑も購入される○○氏が耕作す
	ることになると思います。
議長	只今の説明からすると, 無断で耕作することを我々が許可したことになるの
	で申請面積の購入の許可しか出せないという事を理解しておいて下さい。
	申請番号2番について、川間委員補足説明が有りますか。
川間委員	譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。売買される農地は平成26年に売りあ
	っ旋がでておりまして、やっと売買が成立しました。以上です。
議長	他に補足か質問が有りましたらお願いします。
	(なしの声)
	なかったら, 一括承認をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。そ
	れでは,申請番号1番,2番を承認される方は挙手をお願いします。
	(全委員 挙手)

議長	全委員賛成という事で承認します。議案第31号 農用地利用集積計画の作成
	について 農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成した
	ので、次のとおり審議を求める。事務局の方から説明をお願いしたいところな
	のですが、申請の件数が60件以上ありますので、皆さんは資料が配布された時
	にしっかり目を通していらっしゃると思います。ここで、質問だけうけて採決
	したいと思いますがいかがでしょうか。
	(賛成の声多数)
	それでは、申請番号1番から10番までで質問のある方はいませんか。
	(なしの声)
	申請番号11番から20番までで質問のある方はいませんか。
	(なしの声)
	申請番号21番から30番までで質問のある方はいませんか。
	(なしの声)
	申請番号31番から40番までで質問のある方はいませんか。
	(なしの声)
	申請番号41番から50番までで質問のある方はいませんか。
	(なしの声)
	申請番号51番から61番までで質問のある方はいませんか。
	(なしの声)
	それでは、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全委員 挙手)
学 目	人具转化1.1、2. 事态系数1. 生化、发 学类或且20或 电地页类 性中川页或
議長	全員賛成という事で承認します。次、議案番号32番 農地のあっ旋申出の受理及びたる技術員の選びについて、農地移動適正化なる社会事業実施更領第
	理及びあっ旋委員の選任について 農地移動適正化あっせん事業実施要領第 9に基ずくあっ旋の申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せて、あ
	っ旋委員の選任を求める。事務局の方から説明をお願いします。
	り旋安貝の選任を不の句。事物内のカルり説明をお願いしより。
事務局	│
1, 1/1, 1/1	, 土地の所在が国頭で5,000㎡ 程欲しいという事で国頭○○番地の○○氏から
	上がってきております。希望価格は相場でお願いしますという事でした。今月
	の認定農業者審査会で認定農業者に認定されました。以上です。
議長	
1	<u> </u>

川間委員	国頭の〇〇氏から売りあっ旋の申出の出ている農地を買いたいとのことで
	あまり条件のいい農地ではありません。牛の為の草ぐらいしか作れないような
	ところです。なので反当り○○万円ぐらいが妥当だと思います。
議長	○○氏の農地は、4月の総会では反当り○○万円~○○万円のあっ旋価格に
	なっていたと思いますが、○○万円ではあまりに安すぎるのではないですか。
	実際の売買価格はわかりませんが、我々がこのような低い価格で農地のあっ旋
	をしたとなると大変な事になると思いますが,川間委員,農業委員会としては
	この価格での売買は認められないと両者へ話ができますか。
川間委員	両者へは,一応この価格での売買は農業委員会としては難しい。という話は
	してあります。
議長	今の話から皆さんはどう思われますか。
村山委員	安くなる分には、当事者間で決めてもらって、あっ旋価格としては元々の○
	○万円~○○万円でいいのではないですか。
議長	他に何か意見はないですか。
三島委員	これまでに農業委員会で決めてあります各地区での最低価格はしっかり守
	 っていかないと農地の価値がどんどん下がっていくことに対してとても不安
	 になります。 最高価格よりも最低価格を守っていくことが大切ではないでしょ
	うか。
議長	 上,中,下の下を守ることが大切なので,あっ旋価格は4月の総会の時の○
	○万円~○○万円ということにしたいと思います。いろいろ質問されてもしっ
	かりと答えられるようにして下さい。後は当事者に任せるということでいかが
	でしょうか。まわりの農地の所有者に迷惑が掛からないようにして下さい。
	あっ旋委員は、川間委員と今井委員にお願いしたいと思います。賛成の方は挙
	手をお願いします。
	(全委員 挙手)
I	

議長	全員賛成という事で承認します。それでは、議案第33号 買受適格証明願いについて 下記の者から買受適格証明願いを受理したので、農地法第3条の審査基準に従い審議を求める。なお、落札者から農地法第3条許可申請があった場合は、農業委員会会長の判断で許可し得る旨の審議を併せて求める。事務局から説明をお願いします。
事務局	申出人が国頭〇〇番地の〇〇氏で耕作面積が61,271㎡で今回買受適格証明願いで申請のあった土地は国頭字〇〇番 畑 1,080㎡ 所有者は国頭〇〇番地の〇〇氏で同じ方が所有している土地がもう1筆です。以上です。
議 長	特に問題はないと思いますが、何か質問はないですか。 (なしの声) なければ、採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ということで承認したいと思います。次は ,報告ですけれども相続登記の報告から事務局お願いします。
事務局	相続による届け出が4件出ておりますので報告致します。土地の所在、喜美留字笠瀬当〇〇番 地目畑 148㎡ 他2筆 合計面積5,041㎡ 権利を取得した者が埼玉県にお住まいの〇〇氏です。こちらは、あっ旋の希望が無となっております。整理番号2,土地の所在、西原字上原〇〇番 地目畑 3,815㎡ 他2筆 合計面積6,603㎡ 権利を取得した者が喜美留〇〇番地の〇〇氏です。こちらも、あっ旋の希望が無となっています。整理番号3,土地の所在、手々知名字船畠〇〇番 地目畑 1,702㎡ 他1筆 合計面積3,232㎡ 権利を取得した者が鹿児島市にお住まいの〇〇氏です。こちらは、あっ旋の希望が有となっています。整理番号4,土地の所在、喜美留字上当〇〇番 地目田224㎡ 他7筆 合計面積10,583㎡ 権利を取得した者が喜美留○○番地の○○氏です。こちらは、あっ旋の希望が無となっています。以上で報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。次、その他で農業祭への参加についてですが 全員参加でお願いします。どうしても欠席という方は事務局まで連絡して下さい。それと、次回の総会が11月21日水曜日午前9時からこの会場でありますの で宜しくお願いします。最後にですね利用状況調査の現況報告及び今後の流れ 等についての説明をお願いします。 事務局 皆さんにはお忙しいくお暑い中利用状況調査をしていただきましてありが

争務同

をうございました。皆さんから上がってきた遊休農地、非農地、無断転用地など集計してみたところ相当の件数になりました。約600件ほどです。遊休農地で20町歩くらい非農地が15町歩ぐらいになりました。上がってきた農地を1件ずつ確認したところ現況耕作されている農地も見受けられました。お手元の一覧表を確認していただいて再度調査をしていただきたいと思います。判断に困った農地につきましては、事務局まで連絡下さい。そういった農地につきましては、平田委員と大福委員と事務局で確認して判断したいと思います。それをまた集計しまして11月の総会で報告したいと思います。大変だとは思いますが宜しくお願い致します。以上です。ちなみに、提出日が

11月15日です。

議長

提出期限が11月15日でしたが11月の総会で報告したいので、出来るだけ早く 提出して下さい。10日までにしましょうか。お願いします。以上になりますが ,何か,質問はないですか。

(なしの声)

ないようですので、本日の総会を終了致します。お疲れ様でした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。 平成 30 年 10 月 23 日

議 長 野村 栄治

署名委員 大山 秀喜

署名委員 玉野 政仁